

05 春闘をどう闘うのか

2004年12月10日
東京春闘共闘会議総会

1. 05春闘の情勢

(1) 地域における貧困化がすすんでいる＝国民の生存の危機と将来不安の進行

- ①企業倒産・廃業の増加
- ②完全失業者は依然 300 万人を超えている。若年層の完全失業率は高く、24 歳以下の男性は、10.9%、同女性は 8.8%と全体の 2 倍前後と高い。
- ③正社員は減り続け、2 年前より 96 万人減り、非正社員は増え続け、非正社員は 2 年前より 147 万人増。その割合は 31.2%。低賃金・不安定雇用労働者が増大している。派遣労働者は、1995 年の 61 万人から 2002 年には 213 万人に増加している。
- ④青年の雇用問題も深刻になっている。2004 年版「労働経済白書」は、「ニート」が 52 万人でフリーターは 217 万人にのぼると推計する。若者のフリーターや失業者、無業者の増大、青年を中心とした低賃金労働者の増大＝「自立できない」、「結婚できない」青年の希望を奪い、日本の経済や社会の発展の基盤を崩す大問題。
- ⑤自殺者は 6 年連続で 3 万人超。2003 年の自殺者は、34,427 人で前年より 2,284 人 (7.1%) 増加。自殺率 (人口 10 万人あたり的人数) は 27.0 人、男性のみで換算すると 40.1 人。米国の 10.4 人を上回る最も多い数字。ILO の指摘＝「日本では過労死が広まっている。おそらく最も衝撃的な社会的苦痛の指標は、毎年 3 万人も自殺していることだ。＝世界的にみても異常な事態。
- ⑥貯蓄なし世帯が 1998 年の 10%から 2003 年は倍増の 20%。生活保護世帯は 2003 年 94 万世帯となり、前年から 7 万 (8.1%) 世帯増加。就学援助者増＝足立区では生徒の 40%、葛飾区では 30%。
- ⑦大型店の大量出店、価格破壊のダンピング競争＝中小企業・中京業者の経営悪化。23 区の事業所数は、製造業が 1996 年から 2001 年の 5 年間で 16,321 件、従業員数は 18,431 人、卸・小売店・飲食店は、23,179 件、従業員数は 190,459 人減。
- ⑧今年 4 月からの消費税特例措置の改悪。
- ⑨賃金は減少しつづけ、労働者 (民間労働者) の年収は 6 年連続で減少 (444 万円)。年金・税制の改悪＝可処分所得が大きく減少。
- ⑩社会保険に加入できない層が拡大している。

(2) 財界・大企業のリストラ・賃下げ、小泉内閣の国民収奪戦略＝大企業の社会的責任追及

①史上空前のぼろ儲け

大企業はどんなに儲かっても労働者に分配しない。＝連合労組の要求放棄
・総額賃金抑制と固定費の変動費化＝成果主義・年俸制賃金

- ・リスト合理化＝N T T
- ・下請いじめ＝トヨタ
- ・派遣労働者などの低賃金・非正規労働者づくり
- ・新規採用抑制。高卒求人を1992年の約168万人から2003年は約22万人に激減。
- ・日本の労働者の賃金を「アジアの水準」へ
- ②長時間過密労働・不払い残業の横行。
- ③過労死、過労自殺者。
- ④モラルハザード＝三菱ふそう・美浜原発・西武＝コクド・三井物産など
- ⑤介護保険制度の改悪、混合診療の導入。
- ⑥「規制改革・民間解放推進会議」＝「裁量・派遣労働の対象業務拡大」「ホワイトセブション」「金銭支払による雇用の終了」、「労災保険・職業紹介所の民営化」
- ⑦「郵政事業」の民営化
- ⑧公務員賃金＝人勸制度⇒「地域格差」・「能力成果主義」に基づく賃金への改悪
- ⑨「三位一体改革」による各種補助金の削減や「指定管理者制度」・「市場化テスト」
- ⑩定率減税の半減・廃止、高齢者控除廃止（年収250万円で92,400円増）、課税最低限の引下げ、生活保護費75%⇒50%・消費税大增税
- ⑪憲法・教育基本の改悪、国民投票法

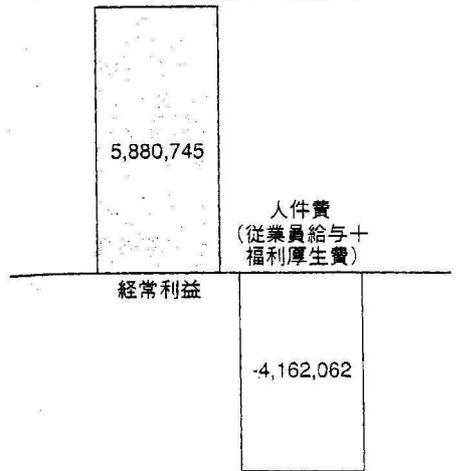
2.05 春闘の重点課題

- (1) 地域から賃金闘争を強化する＝統一要求書
 - ①賃下げ攻撃に歯止めをかける。＝正念場 何としてもベア獲得を。
 - ②非正規労働者の賃金底上げ・均等待遇
 - ③企業内最賃の確立・引き上げ、地域最賃の引き上げ、全国一律最賃制の実現。
 - ④自治体に対し、契約業者や下請け業者に適正賃金下記補を義務づける「公契約法・条例」の実現。
- (2) 大企業の社会的責任を迫及する＝企業通信簿
 - ①一方的な不利益変更には歯止めをかける事前協議・同意協定の締結。
 - ②国鉄1047人の早期解決。N T T口万人合理化、郵政事業の民営化反対。
 - ③「企業通信簿」運動に取り組み、社会的アピールをはかる。
- (3) 憲法・教育基本法の改悪を阻止
- (4) 社会保障制度改悪・税制改悪・消費税大增税を許さず、最低保障年金制度の確立
- (5) 自治体に対する要求実現の取組みの強化
- (6) 7月の都議選につながる05春闘を

最期に

04春闘の教訓を生かし、春闘スタート50年、国民春闘スタート15年。春闘共闘発足の原点に立った春闘を

図1 利益の増加と人件費の削減
(1997年：2003年)

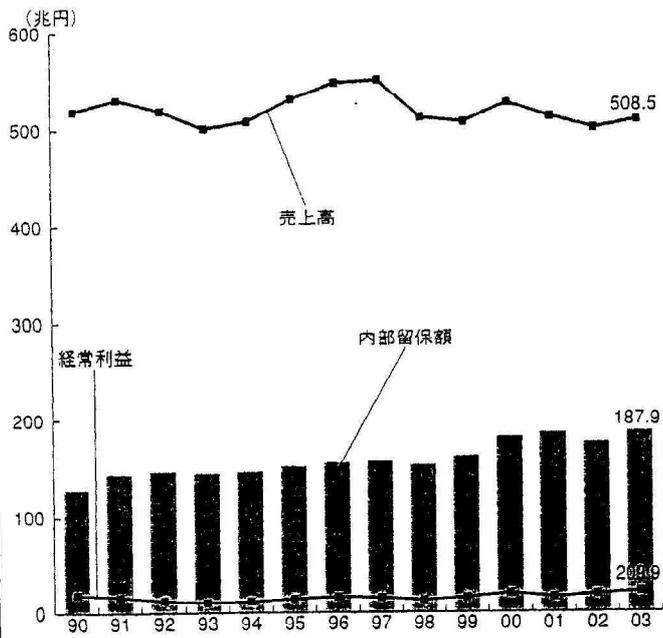


単位：百万円

	経常利益	従業員給与	福利厚生費
1997年	15,111,113	40,934,781	54,026,503
2003年	20,991,858	39,483,354	49,864,441

注：全産業、資本金10億円以上規模

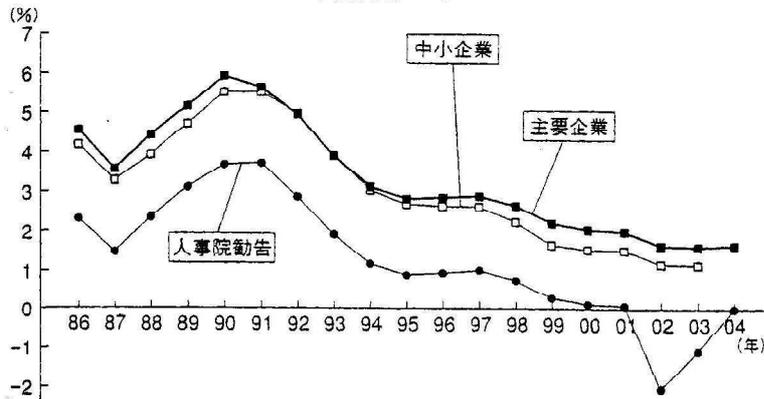
図2 企業売上高、経常利益、内部留保額の推移



注：内部留保額は減価償却を含む。10億円以上全企業、当期末、期中平均
資料：「上場企業の連結業績動向」

第4章 雇用・賃金・生活の改善をめざして

図 民間春闘賃上げ結果と人事院勧告の対比



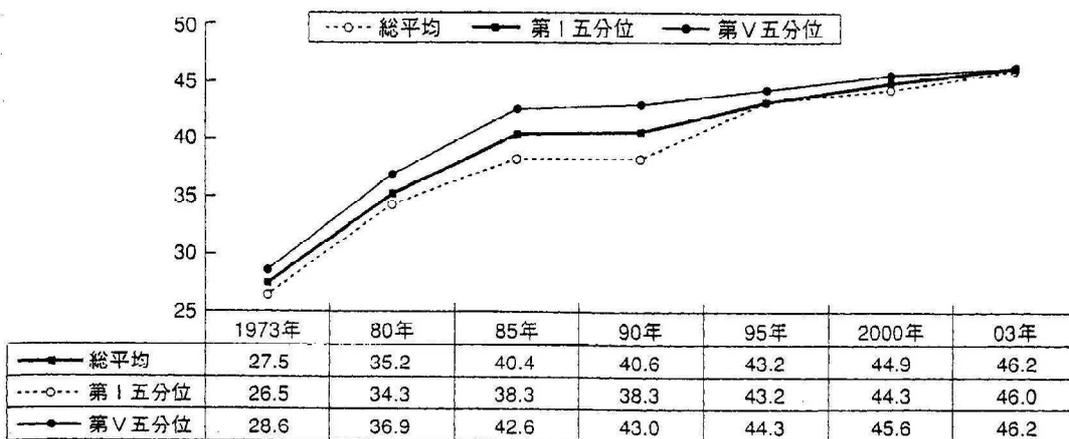
注：民間主要企業、中小企業の賃上げ結果は、民間労働者調査から作成。主要企業の調査は、原則として東証又は大証1部上場企業のうち、資本金が20億円以上、従業員1,000人以上で労働組合がある企業。中小企業の調査対象は、企業規模300人未満の企業で、労働組合がある企業5,000社。
資料：国公労連作成

表1 地域別官民給与の較差

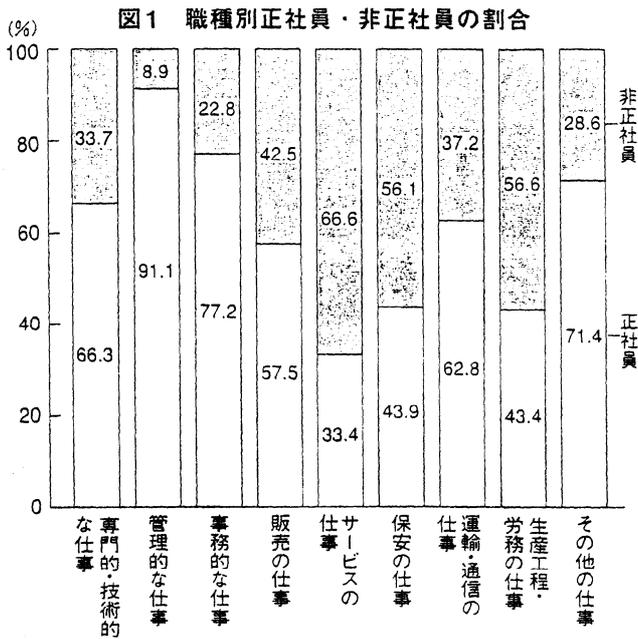
地域	官民給与の較差
北海道・東北	△4.77%
関東甲信越	2.00%
東京都	3.72%
中部	△1.86%
近畿	△0.17%
四国・中国	△2.34%
九州・沖縄	△2.60%

資料：2004年人事院報告資料

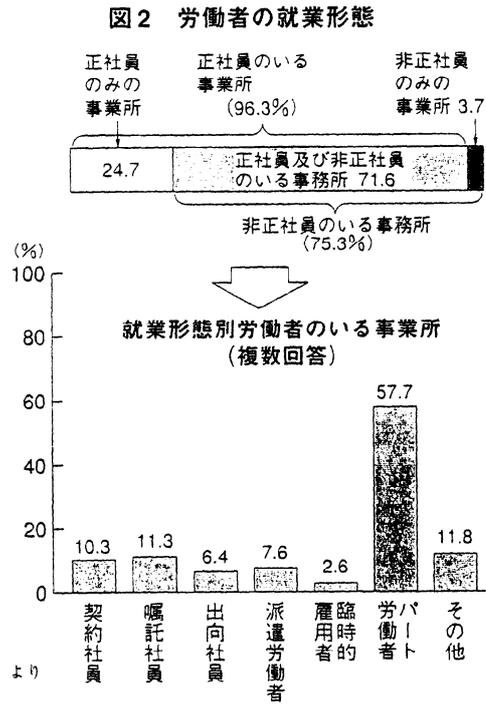
図 「社会的固定費」の割合の推移



資料：総務省「家計調査年報」より作成

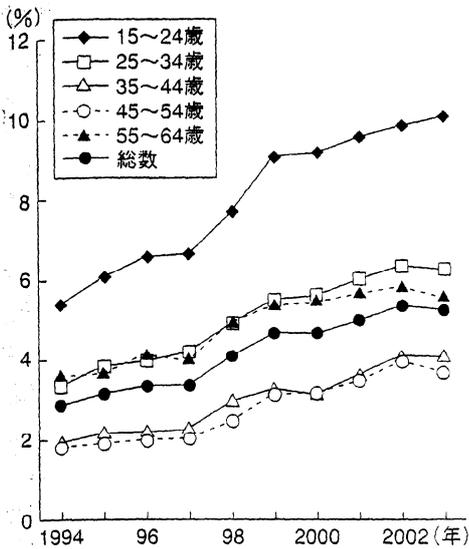


資料 (2点とも) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査結果の概要」より



第3章 許すな大企業の横暴、小泉「構造改革」

図1 青年の失業率は過去最悪



資料: 総務省「労働力調査」

表 完全失業者が失った年間賃金 (2003年)

完全失業者 (A) 万人	350
正規労働者 (a-1)	243.6 (a-1) = (A) × 0.696
非正規労働者 (a-2)	106.4 (a-2) = (A) × 0.304
賃金 (年間現金給与総額) (B) 万円	
正規労働者 (b-1)	532.8 = 44.4 × 12ヵ月
非正規労働者 (b-2)	112.8 = 9.4 × 12ヵ月
完全失業者が失った年収 (C) 億円	141,992 (C) = (c-1) + (c-2)
正規労働者 (c-1)	129,990 (c-1) = (a-1) × (b-1)
非正規労働者 (c-2)	12,002 (c-2) = (a-2) × (b-2)
雇用保険受給者 (万人)	88.9
雇用保険年間受給総額 (D) 億円	19,618
完全失業者が失った賃金 (E) 億円	122,374 (E) = (C) - (D)

(試算の前提)

- (1) 完全失業者数は総務省「労働力調査」。その正規、非正規労働者の案分は厚生労働省「毎月勤労統計調査」にもとづき計算した。
 - (2) 賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」
 - (3) 雇用保険受給者、雇用保険年間受給総額は厚生労働省「雇用保険事業年報」。ただし受給総額は決算時点
- 資料: 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、同「雇用保険事業年報」

表1 貸倒引当金にみる大企業優遇

資本階級	法人数 (社)	貸倒引当金			
		利用 法人数=A	利用割合 (%)	期末残高(百万円)=B	1社当たりの平均 残高(百万) B/A
1000万円未満	1,375,699	114,029	8.3	126,171	1.1
1000万円以上 1億円未満	1,134,835	265,568	23.4	1,425,583	5.4
1億円以上 10億円未満	32,289	8,430	57.1	2,987,344	162.1
10億円以上	7,264	5,576	76.8	10,782,863	1933.8
計	2,550,087	403,603	15.8	15,321,961	38.0

資料：2002年分「法人企業の実態（国税庁）」から全国税務労働組合・税研推進委員会作成

表2 配偶者特別控除廃止、定率減税を廃止した場合の増税額

階級区分(給与年収)		300万円	500万円	700万円	1000万円	1,500万円	3,000万円	5,000万円
所得税(年額)	控除等廃止前	0	64,800	180,000	489,600	1,412,000	6,099,300	13,129,300
	控除等廃止後	0	119,000	263,000	688,000	1,662,000	6,349,300	13,379,300
	増減	0	54,200	83,000	198,400	250,000	250,000	250,000
住民税(年額)	控除等廃止前	0	50,500	138,500	369,000	946,100	2,798,600	5,268,600
	控除等廃止後	9,000	76,000	196,000	442,000	986,100	2,838,600	5,308,600
	増減	9,000	25,500	57,500	73,000	40,000	40,000	40,000
合計増税額		9,000	79,700	140,500	271,400	290,000	290,000	290,000

資料：全国税務労働組合・税研推進委員会試算

第0章 日本経済の民主的再建と国民生活改善の展望

表1 介護保険料の見直し(全国平均、月額)

	給付対象	負担開始 年齢	保険料			
			2003- 05年度	06-08 年度	09-11 年度	12-14 年度
現行	原則65歳 以上	40歳から	3300円	3900円	4400円	4900円
		40歳から		4200円	4900円	5500円
		30歳から		3300円	3900円	4500円
		20歳から		2800円	3300円	3900円
制度変更後	(障害者も含む) を撤廃 給付の年齢制限					

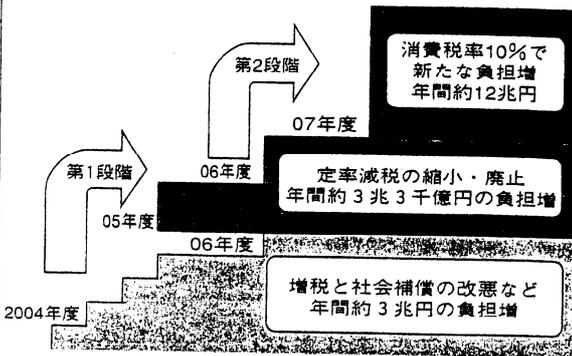
資料：「日経」2004年10月30日付

表2 定率減税廃止で庶民増税(試算例) 年額：万円

年収 (万円)	現行			廃止後			増税額 計
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
500	9.5	6.5	16.0	11.9	7.6	19.5	3.5
600	15.1	10.4	25.5	18.9	12.2	31.1	5.6
700	21.0	16.7	37.7	26.3	19.6	45.9	8.2

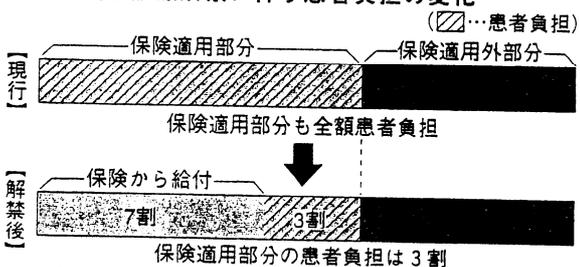
(注)・サラリーマン世帯(妻は専業主婦、子ども2人)の場合
・現行には、決まっている配偶者特別控除の廃止を計算に入れている。
・住民税の計算は所得割だけで均等割は入っていない
資料：「赤旗」2004年10月23日付

図1 小泉内閣の負担増シナリオ



資料：「赤旗」2004年11月7日付

図2 混合診療解禁に伴う患者負担の変化



資料：「朝日」2004年10月23日付

表1 労働者・国民の負担増(保険料35%増)

賃金 年収(ボーナス 込み)	改悪前保険料 13.58%×1/2 (本人負担分・年間)	04年10月から 0.354%増 (13.93%×1/2)	年間負担増	2017年の保険料 負担(年間)
厚生年金 600万円	407,400円	418,000円	10,600円	549,000円
500万円	339,500円	348,350円	8,850円	457,500円
400万円	271,600円	278,680円	7,080円	366,000円
300万円	203,700円	209,000円	5,300円	274,500円
国民年金 (一人月保険料)	13,300円	05年4月から 13,580円	3,360円 (月280円)	16,900円 (実質2万860円)

注：ボーナスは上限150万円を超えないと仮定して計算
資料：2004年6月成立の改悪法より年金実務センターで計算

表2 厚生年金保険受給者平均年金月額額の推移

(年度末現在、単位：円)

	年齢	基礎		通算年齢	障害	遺族
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成10年度	175,646	—	—	52,442	104,360	90,536
11	177,046	—	—	54,197	106,120	91,470
12	176,953	—	—	55,450	106,829	91,405
13	174,839	178,685	98,021	56,160	107,189	91,535
14	173,565	177,119	101,282	56,534	107,012	91,197

資料：社会保険庁「平成14年度社会保険事業の概況」(2004年2月)

表3 100年の安心? 実は100年の大収奪(厚生年金)

年度	保険料率	収入合計	支出合計	年度末積立金	積立度合
2005	14.288%	28.3兆円	31.9兆円	163.9兆円	5.2
2025	18.30	53.7	45.5	223.1	4.7
2050	18.30	73.5	74.8	335.0	4.5
2080	18.30	94.2	99.6	237.9	2.4
2100	18.30	115.1	121.5	115.1	1.0

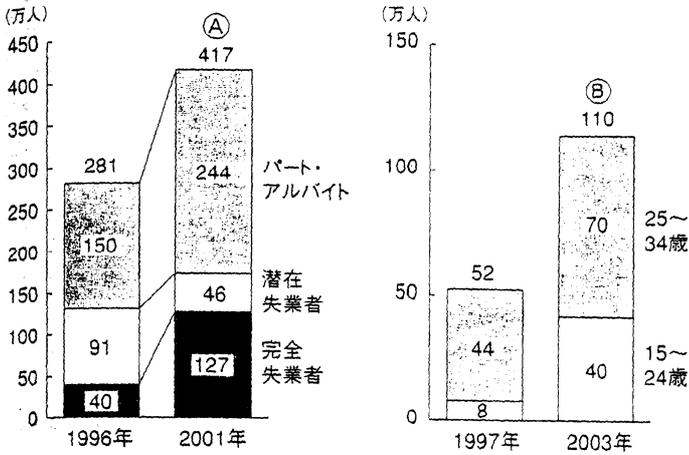
資料：2005年年金改悪法添付資料より作成

表 国民健康保険の保険料滞納世帯と資格証明書、短期保険証の交付世帯の推移

単位：世帯

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
全世帯	20,337,706	21,153,483	21,943,183	22,834,063	23,732,335
滞納世帯	3,485,976	3,701,714	3,896,282	4,116,576	4,546,714
滞納世帯の割合	17.14%	17.50%	17.76%	18.03%	19.20%
資格証明書	80,676	96,849	111,191	225,454	258,332
短期保険証	326,282	399,182	693,772	777,964	945,824

図 まともな仕事から排除された若者がこんなにいる
(合計で527万人<A+B>)



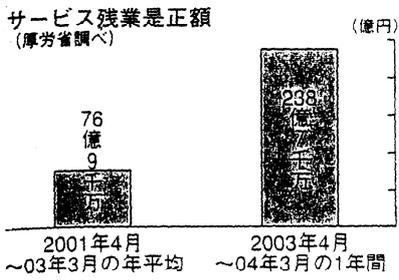
注：左図 潜在失業者は働く意志のある非労働力人口
資料：左図 03年版国民生活白書
右図 玄田有史・曲沼美恵著『ニート フリーターでもなく、失業者でもなく』

表 ニートの予測

	90~2000年の 長期トレンドで 試算	2001~03年の 短期トレンドで 試算
05年	87.5万人	103.3万人
10年	98.4万人	120.9万人
15年	109.3万人	137.5万人
20年	120.5万人	154.1万人

資料：第一生命経済研究所の試算

図1 すすむサービス残業摘発のたたかい



資料：「しんぶん赤旗」2004年9月28日

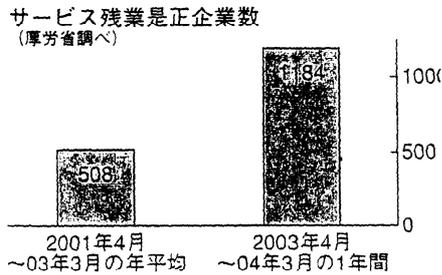
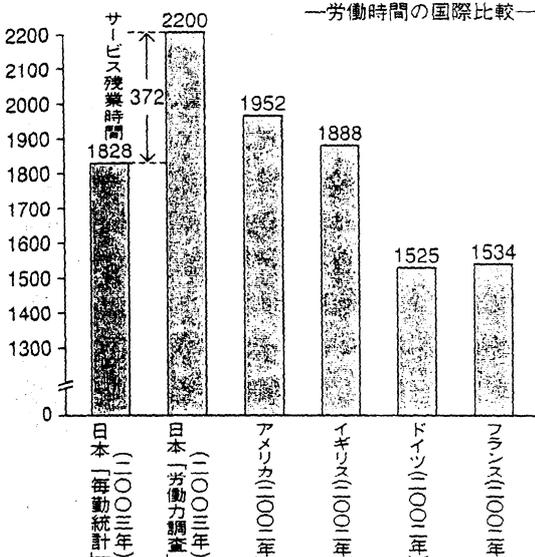


図2 サービス残業を入ると異常に長い労働時間



資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」、EU、各国資料

表 サービス残業代の総額は28兆円にも

サービス残業時間(A)	372時間	(A)=(a-2)-(a-1)
労働時間(「毎勤統計」)(a-1)	1828時間	
同(「労働力調査」)(a-2)	2200時間	
1人当たりサービス残業代(B)	85万20円	(B)=(b-4)×(A)
平均月間所定内給与(b-1)	26万153円	
所定内労働時間(b-2)	142.3時間	
時間当たり賃金(b-3)	1828円	(b-3)=(b-1)÷(b-2)
時間当たり残業代(b-4)	2285円	(b-4)=(b-3)×1.25
一般労働者数(C)	3320.3万人	(c)=(c-1)-(c-2)
常用労働者(c-1)	4289.8万人	
パート労働者(c-2)	969.5万人	
サービス残業代総額(D)	28兆2232億円	(D)=(B)×(C)

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」

表1 脳血管疾患および虚血性心疾患等
〔「過労死」等事案〕の労災補償状況

一件—

区 分		1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度
脳・心臓 疾 患	請求件数	493	617	690	819	705
	認定件数	81	85	143	317	312
うち死亡	請求件数	—	—	—	—	—
	認定件数	48	45	58	160	157

注：1. 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない（〔図〕も同じ）。

2. 2002年度以前の死亡に係る請求件数については把握していない。

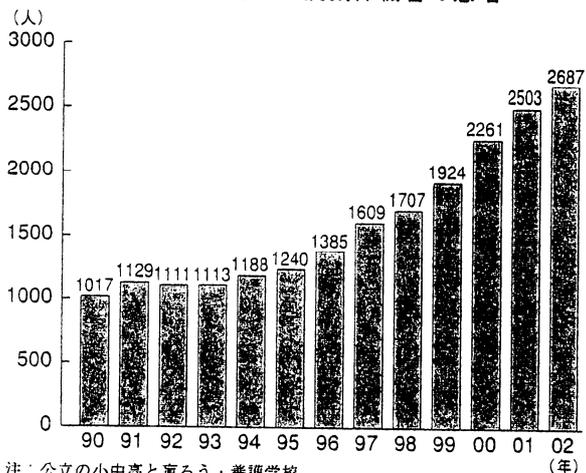
資料：厚生労働省労災補償部補償課職業病認定対策室「2003年度過労死等の労災認定状況」

表2 精神障害等の労災補償状況

一件—

区 分		1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度
精神障害 等	請求件数	155	212	265	341	438
	認定件数	14	36	70	100	108
うち自殺 (未遂を 含む)	請求件数	93	100	92	112	121
	認定件数	11	19	31	43	40

図 教職員の精神疾患での病気休職者の急増



財界・大企業からの雇用・労働分野に関する要求

2004年度 日本経団連 規制改革要望（2004年11月16日）——より

1. 雇用・労働分野

1. 有料職業紹介事業に係る対象職業の拡大並びに年収制限の撤廃
2. ハローワークにおけるフランチャイズオーナー募集情報の開示
3. 派遣労働者への雇用契約申込み義務の廃止〔新規〕
4. 派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃
5. 労働者派遣のいわゆる自由化業務（物の製造を含む）の期間制限の撤廃
6. 派遣禁止業務の解禁
7. 女性の坑内労働の禁止規定の見直し〔新規〕
8. 障害者雇用における雇用率算定対象範囲の特例措置の容認〔新規〕
9. 解雇の金銭的解決制度の導入〔新規〕
10. 有期労働契約に関する規制の緩和
11. 時間外労働の上限規制の緩和〔新規〕
12. 事業所単位による労働基準監督署への届出の見直し〔新規〕
13. 過重労働による健康障害防止措置の見直し
14. 一年単位の変形労働時間制における、変形期間途中の異動者の時間外清算に関する規制の緩和〔新規〕
15. フレックスタイム制における時間外労働の時間の計算方法の見直し
16. 所定休日の勤務に対する振替休日及び賃金の扱い〔新規〕
17. 企画業務型裁量労働制に関する要件・規制のさらなる緩和
18. 労働時間規制の緩和〔新規〕
19. ホワイトカラーイグゼンプション制度の導入
20. 労働時間等に関する規定の適用除外者の範囲の拡大〔新規〕
21. 労働時間等に関する規定の適用除外者に対する割増賃金支払義務の見直し〔新規〕
22. 企業単独型の外国人研修・技能実習制度の要件緩和
23. 外国人研修・技能実習制度における再研修・再実習の制度化

注：「要望」全15分野より、雇用・労働分野のみ引用。

〔新規〕は2004年に新たに加えられた項目。

資料：<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/086.html>